

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区桃山井伊掃部西町 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	公園施設補修工事（井伊公園）			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	伏見土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

公園施設補修				公園	1
コンクリートキャンパス設置工	m2	87	除草工	式	1

施 工 理 由

本工事は、公園法面の防草を目的とした補修工事であり、公園利用者の安全安心及び公園景観の向上を図るものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年10月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年10月	
基 準 適 用 年 月	2025年10月	
単 価 地 区	2601：Ⅰ 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（１）－３	1. 2
Ⅰ C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 ２ 日 補 正	補正なし	1. 00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（１）－３	1. 1
Ⅰ C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 ２ 日 補 正	補正なし	1. 00
一般管理費		
前払金支出割合による補 正	補正を行わない	1. 00
財 団 法 人 等 に よ る 補 正	補正を行わない	1. 00
契 約 保 証 に 係 る 補 正 率	補正しない	0. 00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
法面工	コンクリートキャンバス設置工	敷設工	L9.5m×W1.0m×t4.5mm/本, 散水含む		m2	16,600	材工共	
法面工	コンクリートキャンバス設置工	アンカーピン打設工	φ13×250		本	679	材工共	
法面工	コンクリートキャンバス設置工	タッピングビス打設工	SUS 4×30		本	193	材工共	
法面工	コンクリートキャンバス設置工	シーラント塗布工	1成分形ホリウレン系(320ml/1本), 6m/本塗布可能		m	650.1	材工共	

設計内訳書（本01）

工事名	公園施設補修工事（井伊公園）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備			式	1				
法面工			式	1				
コンクリートキャンパス設置工			式	1				
敷設工		L9. 5m×W1. 0m×t4. 5mm/本, 散水含む	m2	87				
アンカーピン打設工		φ13×250	本	536				
タッピングビス打設工		SUS 4×30	本	367				
シーラント塗布工		1成分形ポリウレタン系（320ml/1本），6m/本塗布可能	m	126				
公園除草工			式	1				
除草		総合歩掛(除草、集草、積込・運搬) 人力除草	m2	80				
運搬 運搬距離3. 1km		トラック2tによる公園外への運搬	台	1				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B(昼間)	人日	9				

設計内訳書（本01）

工事名	公園施設補修工事（井伊公園）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 公園施設補修工事（井伊公園）

工事場所 京都市伏見区桃山井伊掃部西町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事施工範囲は公園内であるため、工事期間中は工事標示板、協力依頼板、バリケード等の安全施設を設置し、常時、小さな子供を含む一般市民が利用しているという公園の特異性に十分留意し、公園利用者の安全確保について、監督職員と協議を行い、適切な安全対策を講じること。
- 2 勾配が急な法面箇所もあるため、労働安全衛生法令等を遵守し、安全帯の使用など必要な措置を講じるなど十分注意して作業を行うこと。
- 3 井伊公園は公園内に工事用車両を搬入することができないため、周辺道路における工事用車両待機等の安全対策について、担当監督員と十分協議すること。
- 4 井伊公園は近鉄沿線での作業であり近鉄との協議が必要であるため、作業工程等を監督員と協議し、近鉄との協議が完了次第、事前測量も含め現地に入ることができる。また、資料作成を求められた場合は資料作成に協力すること。
- 5 除草した刈草は、速やかに運搬車両に積み込み、搬出すること。現地に存置させることは、風で飛散するなど苦情の原因となるため、原則認めない。処分については、監督職員の指示する場所（京都市伏見区三栖四丁目）に搬入することとし、処分費については計上しない。設計運搬距離は3.1kmとする。なお、監督職員の指示により、刈草の処分地等に変更が生じる場合はその指示に従うこと。
- 6 施工範囲は変更する場合があることから、着手前には必ず監督職員に確認することとし、施工時期については、周辺住民の利用状況に配慮するため、監督職員の指示に従い施工すること。

第2条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、休日（土曜日・日曜日・祝日）の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

なお、施工時間帯等は平日と同様とすることとし、事前に地元住民・関係機関へ周知を徹底すること。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
井伊公園	1 名	交通誘導警備員 B 1 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
コンクリートキャンバス設置工	敷設工	コンクリートキャンバス (NETIS 登録番号：CG-220009-A)
コンクリートキャンバス設置工	タッピングビス打設工	タッピングビス(SUS 4×30)
コンクリートキャンバス設置工	アンカーピン打設工	アンカーピン (φ13×250)
コンクリートキャンバス設置工	シーラント塗布工	1 成分形ポリウレタン系 (320ml/1 本)

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
コンクリートキャンバス設置工	敷設工	コンクリートキャンバス敷設状況
コンクリートキャンバス設置工	タッピングビス打設工	タッピングビス打設状況
コンクリートキャンバス設置工	アンカーピン打設工	アンカーピン打設状況
コンクリートキャンバス設置工	シーラント塗布工	シーラント塗布状況

4 その他事項

第１条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の１ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の２週間前までに提出すること。

第２条（情報共有システムの利用）

１ 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和６年３月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

２ 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

３ システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

４ システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第３条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

１ 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。

２ 実施内容

（１） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ

Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評定

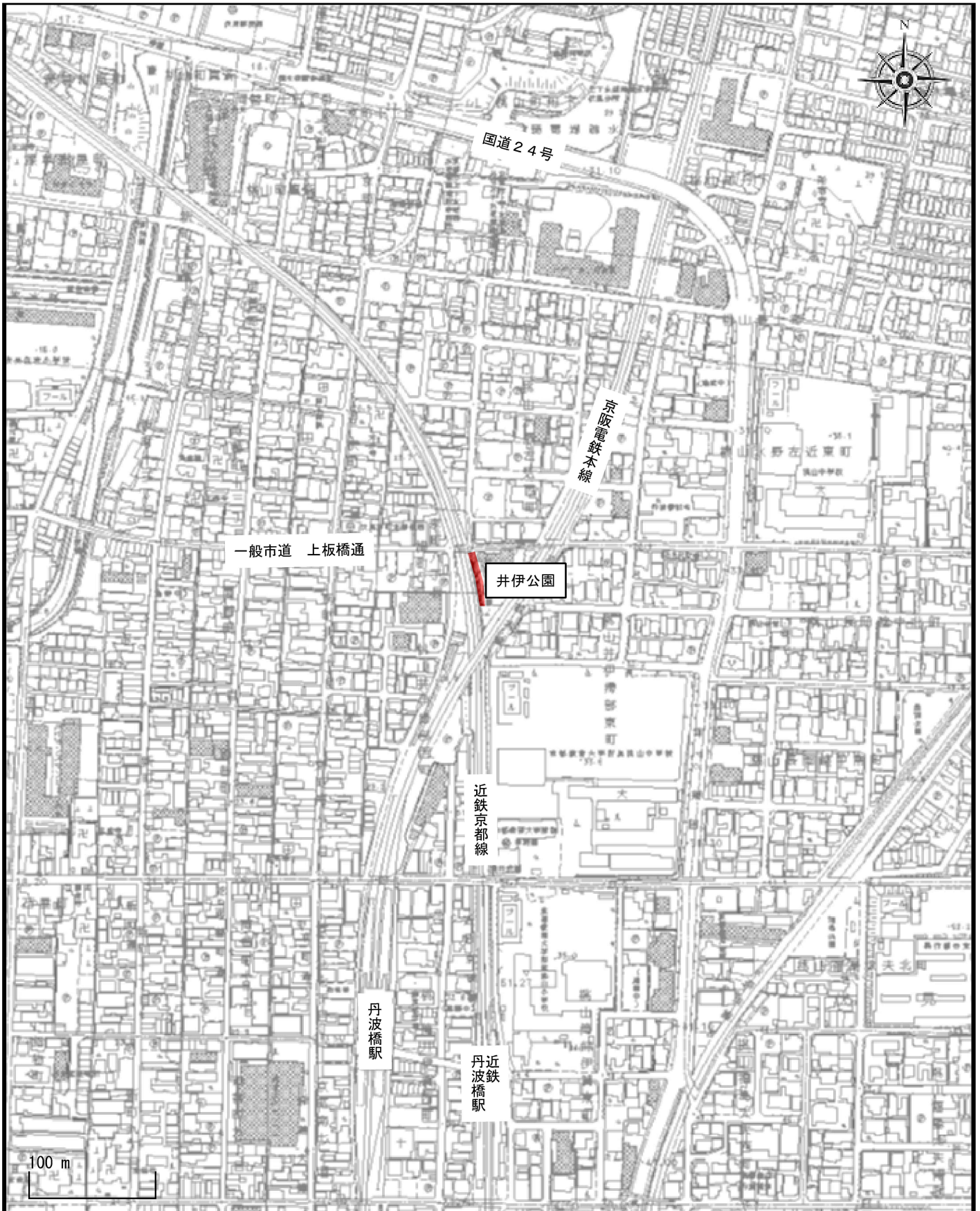
遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第４条（施工管理）

- 1 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。
- 2 本工事の施工に先立ち、現場調査、測量を行い、施工実施面積を算出すること。
- 3 週間工程表等の工事の進捗に係る資料を作成し、前週木曜日の午後５時までに監督職員に提出すること。その様式については、受注者により定め、監督職員の承諾を得るものとする。
また、関係機関（所轄の消防署、まち美化事務所等）に週間工程表の提出が求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
- 4 工事施工範囲付近にある民家・会社・営業店舗・施設・通行車両・自転車・歩行者・公園利用者等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業等に支障が起こらないように十分に配慮して作業を行うこと。また、建設機械等使用時において、騒音・振動には十分注意して施工すること。
- 5 施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 6 保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導員の配置方法等を監督職員と十分協議して、公園利用者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じなければならない。

- 7 工事に従事する全ての工事関係者に工事の方法・通行規制・安全管理等の教育を行い、監督職員及び受注者の意思を疎通させること。
- 8 受注者は、施工に際して工事現場内またはその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、受注者の責任において監督職員の指示に従い補修・清掃を行うこと。
- 9 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 10 受注者は、土木工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
- 11 受注者は、過積載防止についての具体的内容を施工計画書に記載するものとする。また、過積載防止の具体的な取組内容が分かる記録を監督職員に提出すること。
- 12 工事中における設計図書との相違または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して監督職員と協議すること。また、構造物の施工において湧水、その他の障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議することとし、それぞれを設計変更の対象とする。
- 13 道路境界杭及び道路境界プレート等を一時撤去する場合もしくは撤去した場合は、道路区域明示図に基づき、座標により管理し、監督職員の指示にしたがって復元すること。また、隣接土地所有者と立会いのうえ撤去し、復元設置すること。また、撤去、復元設置作業の写真は、必ず測定尺を使用し、撮影すること。
- 14 本工事施工区域内の既設京都市建設局測量基準点で、一時撤去が必要になった時は、「京都市建設局測量標管理要項」により、本市指名競争入札参加有資格者名簿による測量業者に移転もしくは原状回復させなければならない。
- 15 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。
なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 16 仕様書および本特記仕様書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示にしたがうこと。
- 17 本工事使用の建設機械は日々回送を行い、原則、施工区域内及び周辺に存置してはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 18 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 19 線路に立ち入らないように作業を行うこと。作業箇所への出入りは公園内の扉から行うこととし、決して踏切側からの侵入は行わないこと。
- 20 除草作業は人力で行い、線路内に飛び石等のないように作業を行うこと。場合によっては列車通過中の作業を中断すること。
- 21 線路上空には電線路等が設置してあるので、3 m以上の離隔を確保したうえで作業を行うこと。
- 22 水路内に落下した刈草等は確実に撤去すること。
- 23 その他については、監督職員の指示に従うこと。

箇所図



本工程施工箇所